

財務省第5入札等監視委員会

令和5年事務年度 第4回定例会議 審議概要

開催日及び場所	令和6年6月13日 東京港湾合同庁舎10階 税関国際会議室	
委員	委員長 村山周平 (村山周平事務所・公認会計士) 委員 藤重由美子 (東京八丁堀法律事務所・弁護士) 委員 尾形祥 (早稲田大学・教授)	
審議対象期間	令和6年1月1日(月)～令和6年3月31日(日) (審議対象期間における実績僅少のため、令和5年4月1日(土)～令和6年3月31日(日)を対象期間とした。)	
抽出事案	4件	(備考)
1 競争入札(物品役務等)	1件	契約件名: 令和5年度語学研修(単価契約) 一式 契約相手方: 株式会社S E L C (法人番号7021001047229) 契約金額: 1,223,750円 (@599,148円ほか) 契約締結日: 令和5年8月18日 担当部局: 東京税関
2 競争入札(物品役務等)	1件	契約件名: 令和5年度トナーカートリッジ等の調達(単価契約) 契約相手方: 株式会社秋山商会 (法人番号8010001036398) 契約金額: 6,011,665円 (@48,301円ほか) 契約締結日: 令和5年5月23日 担当部局: 横浜税関
3 競争入札(公共工事)	1件	契約件名: 東京税関晴海庁舎入退館管理システム等更新工事 一式 契約相手方: 株式会社クマヒラ (法人番号1010001108872) 契約金額: 34,650,000円 契約締結日: 令和6年1月5日 担当部局: 東京税関
4 競争入札(物品役務等)	1件	契約件名: 自動車運行管理業務に関する請負契約 契約相手方: 国内ロジスティクス株式会社 (法人番号6120001159768) 契約金額: 3,850,132円 (@320,100円ほか) 契約締結日: 令和5年4月3日 担当部局: 横浜税関
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>【事案1】</p> <p>契約件名：令和5年度語学研修(単価契約) 一式</p> <p>契約相手方：株式会社S E L C (法人番号7021001047229)</p> <p>契約金額：1,223,750円 (@599,148円ほか)</p> <p>契約締結日：令和5年8月18日</p> <p>担当部局：東京税関</p>	
<p>《抽出にあたり委員からの事前確認》</p> <p>契約の概要について</p> <p>低落札率となった要因 (55.2%)</p>	<p>《担当部局からの事前説明》</p> <p>本件は、東京税関職員に対して、職務遂行上必要となる英語、中国語の語学能力を習得させ、税関業務の適切かつ円滑な遂行に資することを目的として語学研修の実施を外部委託するものです。</p> <p>なお、本件に係る単価契約上の品目単位については、各研修の「授業料」及び「教材費」に区分され、「授業料」の発注数量については、受講する研修生の人数に関らず、実施する研修1件につき1式として発注を行い、「教材費」については研修生人数に對して必要となる教材数量を発注しています。</p> <p>本件の予定価格は、各研修の「授業料」及び「教材費」に区分のうえ、3者に対し市場価格調査を実施し、前述各区分の最安値を採用して積算しています。</p> <p>低入札の要因は、社会人向け教育サービスの需要増のほか、オンライン講義等のサービス提供事業者の拡大を背景とした同業他社間での価格競争による結果と思われます。</p> <p>なお、本件契約者は市場価格調査対象者以外の者であり、入札公告により広く競争者を誘引した結果、経済的な調達に繋がったと評価しています。</p>
<p>《委員からの質問・意見》</p> <p>予定数量と受講者の実数の差が気になるところですが、受講者なしの場合には、教材の開発費すらも支払わなかつたのでしょうか。</p>	<p>《担当部局からの回答》</p> <p>支払っていません。共通仕様書内予定数量等に記載のとおり、入札参加者は仕様書別紙の語学研修一覧に示す予定数量の発注を約束するものではない旨を条件に参加しています。</p>

意見・質問	回答
<p>入札に参加した3者の中に、予定価格調査の作成のための調査の対象とした事業者は含まれますか。</p>	<p>入札に参加した3者の中に、事前の調査にご協力を頂いた事業者は1者のみとなります。</p>
<p>事前調査の対象とした、他2者は入札には参加しなかったのですか。</p>	<p>他2者は参加していません。</p>
<p>何故参加しなかったか理由は聞いていますでしょうか。</p>	<p>不参加の理由については確認していません。</p>
<p>受講者なしの研修もありましたが、職員の研修需要を調査したうえで実施する研修を企画しているのでしょうか。</p>	<p>当初は受講者の集まった研修毎に総価で調達を行っていましたが、財務省大臣官房会計課から同種の契約を一括調達することにより、より競争性がある一般競争入札への移行を検討すべきと指示を受けたため、現在は各研修の受講者数の予測に基づいて、単価で調達を実施しています。</p>
<p>個々の研修毎に契約を分けた場合には、個々に入札を実施することになるのでしょうか。</p>	<p>個々の研修毎に随意契約を行うことになります。なお、今回の結果等を踏まえて令和6年度からは、各税関で別言語の語学研修を調達し、各研修に対して全国の税関職員の受講を可能とする方法を検討しています。</p>
<p>職員の語学研修の受講は義務ではないのでしょうか。</p>	<p>職員の受講は義務ではありません。</p>
<p>職員が研修を受講している間、本来の業務に支障はないのでしょうか。</p>	<p>職員が研修受講で不在にする間の業務については、同じ班の他の職員等が補っています。</p>
<p>英語委託研修の対象となる、TOEIC 550点程度の職員は多数いると認識をしていますが、如何でしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
<p>講師の質及び研修の効果はどのように確認をしているのでしょうか。</p>	<p>研修を実施する講師の質という点に関しては、研修生にアンケートを実施し確認をしています。研修生に対する研修の効果に関しては、受講者に対して事後の検定試験の受験等を強いておらず、確認はしていません。</p>
<p>教材費は研修を受講した人数分購入しているのでしょうか。</p>	<p>受講した人数分を購入しています。</p>

意 見 ・ 質 問	回 答
教材費がとても安いことに理由はあるのでしょうか。	教材費が安価な理由は確認できませんが、教材については事前に契約相手方と調整を行い、内容に問題ないものである旨を確認しています。
入札を行うに当たって、落札者以外の事業者も同じ仕様条件で入札金額を見積もっているのでしょうか。	同じ仕様条件で入札金額を見積もって入札に参加しています。
各社の入札金額の価格差はどのように生じたものなのでしょうか。	各社の入札金額の内訳は求めておらず、費用のどの面で価格差が生じたかを分析する資料が無いため、確認できません。
最終的には価格のみで落札者が決定するところ、研修内容等に関して入札手続きにおいては、確認できないということでしょうか。	総価で最も安い者を落札者とするため、その他の要素については判断材料となりません。

意見・質問	回答
<p>【事案2】</p> <p>契約件名：令和5年度トナーカートリッジ等の調達（単価契約）</p> <p>契約相手方：株式会社秋山商会 (法人番号8010001036398)</p> <p>契約金額：6,011,665円（@48,301円ほか）</p> <p>契約締結日：令和5年5月23日</p> <p>担当部局：横浜税関</p>	
<p>《抽出にあたり委員からの事前確認》</p> <p>契約の概要について</p> <p>1者応札となった要因</p> <p>高落札率となった要因（91.2%）</p>	<p>《担当部局からの事前説明》</p> <p>横浜税関管内において使用するインターネットパソコンプリンタ及びファックス等のトナーカートリッジについて、単価契約にて調達するものです。</p> <p>本件入札の参加資格については、令和4・5・6年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の販売」で「B」又は「C」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者としましたが、これは、予定価格から本来「C」等級の参加資格を要するところ、より多くの参加者に入札の機会を与えて競争性を確保する観点から、財務省が定める事務取扱要領に基づき、1級上位の「B」等級の者も参加させることとしたものです。入札に参加しなかった複数者に理由を確認したところ、「過去の落札金額を確認した上で検討したものの落札する見込みがないと判断した」との回答がありました。</p> <p>以上の理由から、1社応札になったものと思料されます。来年度以降は他官庁も含め同様案件の入札参加実績がある者に広く声掛けをすることいたします。</p> <p>予定価格の積算において市場価格を適切に反映させた結果であると思料されます。</p>

意見・質問	回答
<p>《委員からの質問・意見》</p> <p>一者応札の要因を入札に参加しなかった者にヒアリングした結果「過去の落札金額を確認した上で検討したものの落札する見込みがないと判断した」と回答があったとのことですが、そこまで金額差が出るような落札金額には思えません。</p> <p>その他の理由は考えられますか。</p> <p>仕様書の予定数量一覧を確認したところ、予定数量が少ない品目がありますがスケールメリットを狙い大量購入をすることで安価に調達することは検討されていないのでしょうか。</p> <p>本件入札の参加資格は「B」又は「C」等級としていますが「C」等級のみとすることで複数者が入札に参加し競争性が生まれるということもあるのでしょうか。</p>	<p>《担当部局からの回答》</p> <p>その他の理由で思い当たる点はございませんが、ヒアリングした者に確認したところ、入札参加を見送った理由の大きな部分は金額面であり、仕様書の内容として入札参加が困難になるものはないとのことでした。</p> <p>基本的に1年間で使用する予定数量を調達しております。大量購入をした場合のデメリットとして、保管場所が狭小なため場所を確保できない点、及びプリンター等の機種変更が発生した場合に大量の在庫トナーを廃棄することになる点があげられることから、一度に大量購入をすることは検討しておりません。</p> <p>今回落札している者は「B」等級となります。「B」等級を外すことで入札参加が複数になる可能性はございますが落札金額としては高くなることが想定されます。一者応札に対する今後の改善策としては、他官庁での入札参加業者を確認し、当関と契約実績がない者にも広く声掛けをしたいと考えております。</p>

意見・質問	回答
<p><b>【事案3】</b></p> <p>契約件名：東京税関晴海庁舎入退館管理システム等更新工事一式</p> <p>契約相手方：株式会社クマヒラ (法人番号1010001108872)</p> <p>契約金額：34,650,000円</p> <p>契約締結日：令和6年1月5日</p> <p>担当部局：東京税関</p> <p><b>《抽出にあたり委員からの事前確認》</b></p> <p>契約の概要について</p> <p>1者応札となった要因</p>	<p><b>《担当部局からの事前説明》</b></p> <p>東京税関晴海庁舎においては、業務の特性上、庁舎の入退館に一定レベルのセキュリティを設ける必要があるため、平成25年度より入退館管理システム・セキュリティゲートを導入し、運用しています。導入後10年が経過したことにより、故障が頻発しており、業務に支障をきたしていることに加えて、保守部品が終息していることにより、修理が難しい状況であることから、機器の更改工事を行うものです。</p> <p>なお、調達する入退館管理システムにつきましては、晴海庁舎における業務の特性から、高いセキュリティ性を誇る手の静脉脈認証装置、共連れ通行防歎機能を有するゲートを組み合わせ、特定の事務室への入室におきましても、手の静脉脈認証装置による入室管理を行うことで、一定のセキュリティレベルを保持することを目的としています。</p> <p>本件入札の参加資格については、令和5、6年度財務省関東地区競争参加資格審査において、「電気通信工事」であって、「A」、「B」等級に格付けされている者としたが、これは、予定価格から本来「A」等級の格付を要するところ、競争性の確保の観点から財務省が定める事務取扱要領に基づき、より多くの入札参加者を確保するため1級下位の「B」等級の者も参加させることとしたものです。</p> <p>なお、入札公告の公示後、積極的な声掛けを行ったところ、複数者からの問い合わせがあったため、入札参加への懇意を行ったものの、納入する製品の仕様を満たせないことを理由に入札辞退となり、結果として、1者応札となったものです。</p>

意見・質問	回答
高落札率となった要因 (96.1%)	<p>本件入札の予定価格については、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事積算基準」及び「複数者から微取した見積書により最も安価な単価」を採用し予定価格の積算を行いました。高落札となったのは、安価な価格を提示してきた者が今回の落札者となったことが要因と考えられます。</p>
(説明事項の補足)	<p>加えて、本調達におきまして、設置した機器についてご説明させていただきます。</p> <p>まずは、セキュリティゲートにつきましては、従来はサークルゲートを設置しておりましたが、更新後は、2通路確保が可能なスライドタイプのゲートを設置しております。</p> <p>次に、生体認証装置ですが、従来は、接触型の手の甲認証装置を設置しておりましたが、更新後は、非接触型の手の平脈認証装置を設置しています。静脈を認識し認証するという方法は変わりませんが、新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症等への対策として、非接触型を採用しました。</p>
《委員からの質問・意見》 複数者からの問い合わせがあったが、仕様を満たせなかったとのことだが、納入する製品の仕様が満たせなかったということでしょうか。	<p>今回の仕様では、設置できる静脈認証装置について汎用性を持たせています。理由といたしましては、セキュリティゲートと認証装置では耐用年数が異なるため、将来、部分的に機器の更新が必要となった際、更新対象機器が限定されてしまうと費用面やセキュリティ面で不利になる可能性があるためです。問い合わせを頂いた者にヒアリングをしたところ、明確な回答はなかったものの、ヒアリングの内容からして、この部分が満たせなかったのではないかと推測しています。</p> <p>一般的に、セキュリティゲートや認証装置については、メーカー以外のセキュリティ工事業者でも設置可能との認識です。つきましては、仮にメーカーを限定したとしても、応札者が少数になることは想定しづらいと考えています。</p>

意見・質問	回答
<p>耐用年数はどの程度か。従来機器と更新後の機器で違いはあるのでしょうか。</p>	<p>耐用年数は、メーカー推奨で、セキュリティゲート10年、認証装置は7年です。従来の機器と更新後の機器に変更はありません。</p>
<p>例えば、静脈認証装置のみを更新するとなった場合は、設置する認証機器のメーカーが限定されることはなく、競合の上調達できるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>本件調達では、今後の拡張性を考慮し他社製の静脈認証装置を接続できるような仕様にしておりますので、仮に静脈認証装置のみを更新するとなった場合は、複数メーカーの生体認証装置を設置可能であり、競合の上、調達可能です。</p>
<p>ゲートの横にドアが設置されており、誰でも出入できる状態に見受けられますが、このドアはどのように設置しているのでしょうか。</p>	<p>これは、パニックドアというもので、火災や地震が発生した際に、職員が逃げられるように設置しているものです。非常時に使用するもので、通常時は施錠しており、誰でも出入できる状態ではありません。</p>
<p>庁舎に一定のセキュリティを設ける必要があるとのことですが、どの装置が故障していたのでしょうか。また、どのような対応をしたのでしょうか。</p>	<p>セキュリティゲートに設置していた手の甲静脈認証装置が故障し、保守部品も終息していることから、修理が困難な状況でした。そのような状況下であったため、他に設置している静脈認証装置を一時的に移設することで、一定のセキュリティレベルを確保できるよう対応しております。</p>

意見・質問	回答
<p><b>【事案4】</b></p> <p>契約件名：自動車運行管理業務に関する請負契約</p> <p>契約相手方：国内ロジスティクス株式会社 (法人番号6120001159768)</p> <p>契約金額：3,850,132円 (@320,100円ほか)</p> <p>契約締結日：令和5年4月3日</p> <p>担当部局：横浜税関</p> <p><b>《抽出にあたり委員からの事前確認》</b></p> <p>契約の概要について</p> <p>低落札率となった要因（58.2%）</p> <p><b>《委員からの質問・意見》</b></p> <p>令和5年度まで運転手は6名体制であったということですが、車は6台あるのでしょうか。</p> <p>運転手の免許に関する項目がありませんが、2種免許は必要になるのでしょうか。</p>	<p><b>《担当部局からの事前説明》</b></p> <p>自動車運転手は6名体制で各種配車依頼等に対応していたところ、令和5年度から退職により1名減員となり、マンパワー不足による業務の支障及び職場環境の悪化が懸念されました。</p> <p>一方で、国家公務員の定員縮減を図るため、技能・労務職員等の職員の新規採用は原則行わない方針であるため、退職者の後補充は困難な状況にあります。従って、人員減となる運転手が過度な負担を負うことなく安定的な運転業務を継続していくために、外部委託を行うものです。</p> <p>本案件は、横浜税関だけでなく、税関全体としても新規案件であったため、仕様書の作成等調達準備をするにあたり、契約実績のある本省の例を参考としました。</p> <p>落札者（契約者）に落札価格について聴取したところ、全国規模で自動車運行管理事業の実績、経験があり、本案件への強い熱意をもって臨み応札した旨回答がありました。</p> <p>一般競争入札による競争と企業努力が働いたものと思料されます。</p> <p><b>《担当部局からの回答》</b></p> <p>各々の運転手が管理している車の他に、共用車としてトラック等があり、合計で8台あります。</p> <p>2種免許は必要ありません。普通免許で可能となります。</p>

意見・質問	回答
<p>車両保険の状況についてご教示ください。</p>	<p>国の車は車両保険にははいっていません。もし、事故を起こし、相手方に被害を与えた場合は国家賠償という形で対応しています。</p> <p>外部委託運転手が使用している車は税関所有の車両になりますが、事前に使用車両の情報を契約者に伝え、契約者にて保険に加入しています。事故が起きた際は、契約者が対応することになります。</p>
<p>仕様書に『費用負担表』に自動車保険（任意保険）の記載がありますが、自賠責保険はどうしているのでしょうか。</p> <p>仕様書に『日常点検表』の点検項目はどのように決めたのでしょうか。</p>	<p>自賠責保険は加入が強制された保険であるため、自動車購入時に税関にて加入しています。</p>
<p>日常点検表の「エンジン始動中」という表現はどうか。「稼働中」ではないでしょうか。</p>	<p>日常点検表は今回の契約のために作成したものではなく、税関車両を運転する際に、税関職員が点検するための内容として、以前から使用していたものです。</p>
<p>今後、税関の運転手の退職があった際には、外部委託運転手の契約人数は増えるのでしょうか。</p>	<p>日常点検表の作成にあたっては、警察のHP等で掲載されている点検項目を参考に作成したものです。車の故障を未然に防ぐ意味でも実施いただいています。</p>
<p>外部委託運転手の守秘義務面の教育はどうなっているのでしょうか。</p>	<p>その通りですので、改めます。</p>
<p>外部委託運転手に年齢制限はあるのでしょうか。</p> <p>運転手に係る要件として、「過去1年間において運転免許証の停止処分等の原因となる重大な交通事故がないこと」としていますが、基準が緩いのではないでしょうか。</p>	<p>その予定です。</p> <p>入札時の証明書書類として、社内教育の実施状況を求めていたため、その書類にて確認を行っています。文書の運搬については、文書が入っている大袋にロックを付け、ロック解除のための暗証番号は外部委託運転手には伝えません。また、送付元で台帳を付けることで管理を徹底しています。</p> <p>令和5年4月1日現在で満年齢69歳以下の者としています。</p> <p>今後検討します。</p>